

目

次

	頁
第 66 号議案 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例.....	74
第 67 号議案 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	75
第 68 号議案 埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	78
第 69 号議案 埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例	80

第六十六号議案

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

12 特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会	埼玉県熊谷市三本千九百二十七番地二
-----------------------------	-------------------

第二条 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を次のように改正する。

本則の表中2の項及び3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項から12の項までを二項ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年六月二十九日から施行する。

平成三十年二月二十六日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の規定による指定の申出があつた特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人として指定し、及び同条例の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について指定の取消しをしたいので、この案を提出するものである。

第六十七号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第五項中サをキとし、へからアまでをトからサまでとし、ホの次に次のように加える。

へ マイクロフォークスX線CT装置	一時間	三、四三〇円
-------------------	-----	--------

別表第一第一号の表第八項中カをソとし、へからワまでをヌからレまでとし、ホの次に次のように加える。

へ 人工気候室	一時間 （人工 気象室 に係る 部分）	一一、九〇〇円
ト 低湿恒温恒湿槽	一時間 （減圧 恒温恒 湿槽に 係る部 分）	四、三九〇円
チ 大型複合サイクル試験機	一時間	一、四〇〇円
リ キセノンランプ式耐候性試験機	一時間	二、〇二〇円

別表第二第一号の表第二項中

(4) 試験	(4) 溶解法による混用率	(3) 走査型 プローブ 顕微鏡に よる試験	トンネル顕 微鏡による もの	一試料	一一、六〇〇円
		原子間力顕 微鏡による もの	一測定	（一測定を増す ごとに六二〇円 を加える。）	九、三二〇円
				一試料	（一測定を増す ごとに六二〇円 を加える。）
				一測定	（一測定を増す ごとに六二〇円 を加える。）
				（二種）	一、二二〇円
					（二種類を増す

一測定	一試料	測 一時間
六、八九〇円	六、八九〇円	七、二四〇円 (一時間を増すごとに五、九七〇円を加える。)

に改める。

(2)	×線探傷検査
一測定	一試料
	六、八九〇円

を

(2)	マイクロフォカ ×線CT装置による 定
(3)	×線探傷検査

(5) 試験	(4) 走査型 プローブ 顕微鏡に よる試験		(3) 走査型 電子顕微 鏡による 高分解能 試験	
	原子間力顕 微鏡による もの	トンネル顕 微鏡による もの	倍率一〇〇、 〇〇〇倍を 超えるもの	倍率一〇〇、 〇〇〇倍以 下のもの
溶解法による混用率 試験	一試料 (二種 類以内)	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定
	一、二二〇円 (一種類を増す ごとに六五〇円 を加える。)	九、三二〇円 (一測定を増す ごとに六二〇円 を加える。)	一九、九〇〇円	一三、一〇〇円

に改め、同表第三項中

類以内) ごとに六五〇円 を加える。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十年二月二十六日提出

埼玉県知事

上田清司

提 案 理 由

新たに産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定めたいので、この案を提出するものである。

第六十八号議案

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和三十年埼玉県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例

第一条中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「より分担金」を「よる分担金並びに法第九十一条の二第一項及び第六項の規定による特別徴収金」に改める。

第六条を削る。

第七条中「当てる」を「充てる」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「基き」を「基づき」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別徴収金の徴収）

第八条 県は、国からの補助金の交付を受けて行う事業であつて別に知事が指定するものの施行につき、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内の土地につき法第三条に規定する資格を有するものが、当該土地の全部又は一部について当該工事の完了につき法第一百三十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。次項において「工事完了公告日」という。）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して八年を経過しない間に農地以外への転用を行つた場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田を行つた場合には、その者から、当該事業について国から交付された補助金の額及び県が負担した額をその者が法第三条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた額（農地の農地以外への転用が行われた場合において当該転用に伴い遊休化した施設を目的外用途に活用したことにより生じた収入があつたときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）に相当する額の特別徴収金を徴収する。

2 県は、法第八十七条の三第一項の規定に基づく県営土地改良事業（以下この項において「機構関連事業」という。）の施行につき、法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があつた日から、当該機構関連事業の工事完了公告日の属する年度の翌年度（その年度が到来

第六十九号議案

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例（平成二十年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（設置）

第一条 高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県高等学校等奨学金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の高等学校等奨学金事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

第三条を削る。

第四条に次の一項を加え、同条を第三条とする。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分）

第五条 基金は、高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例の一部改正）

2 埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例（平成十七年埼玉県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一般会計繰入金」の下に「、高等学校等奨学金事業基金繰入金」を加える。

平成三十年二月二十六日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

埼玉県高等学校等奨学金事業基金を高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てるために処分することができるようにする等したいので、この案を提出するものである。